

《平成27年8月診療分から》 八街市重度心身障害者医療費助成制度が変わります。

1. 現在の制度では、医療機関の窓口で医療費を支払った後、医療費の助成を市の窓口申請する必要がありました。

平成27年8月からは、医療機関の窓口で被保険者証と※受給券を提示し、一定の自己負担をお支払いいただければ、その場で精算されます。

※重度心身障害者医療費助成受給券は、障がい福祉課で交付申請の手続きを毎年行ってください。(6月下旬から7月上旬頃にご案内と申請に必要な書類を送付する予定です。届かない場合は下記にお問い合わせください。)

2. 世帯の課税状況により自己負担があります。

世帯区分による自己負担額

	世帯区分	自己負担額
A	生活保護法による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円
C	市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税される世帯であるもの	0円
D	市町村民税所得割課税世帯	※300円

※自己負担は、通院1回につき300円 入院1日につき300円です。

(保険調剤は自己負担0円)

3. 65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外になります。

(平成27年8月から)

八街市役所 障がい福祉課
043-443-1649

